

## 施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成25年度実績)

施設名	宇都宮美術館・うつのみや文化の森		
所在地	宇都宮市長岡町1077番地		
根拠条例等	<b>【宇都宮美術館】</b> 博物館法（昭和26年法律第285号） 宇都宮美術館条例（平成8年条例第34号） 宇都宮美術館条例施行規則（平成8年規則第9号）	<b>【うつのみや文化の森】</b> 都市計画法（昭和31年法律第79号） 宇都宮市公園条例（昭和29年条例第27号） 宇都宮市公園条例施行規則（昭和38年規則第15号）	
設置年月日	平成9年3月23日		
設置目的・業務内容	<b>【宇都宮美術館】</b> 美術資料や学術資料等の収集、保管、展示及び調査研究に努めることにより、市民に鑑賞と活動の機会を提供するとともに市民相互の交流を図り、もって学術及び芸術文化の振興並びに生涯学習の推進に寄与することを目的とする。	<b>【うつのみや文化の森】</b> 公園の健全な発達と利用の適正を図り、もって市民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。	
	<b>業務内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美術資料及び学術資料等の収集、保管、展示及び調査研究に関する業務</li> <li>・学術及び芸術文化の振興に関する業務</li> <li>・生涯学習の推進に関する業務</li> <li>・うつのみや文化の森に設置される文化施設や余暇活動施設の維持管理</li> <li>・その他目的を達成するために必要な業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うつのみや文化の森に設置される文化施設や余暇活動施設の維持管理</li> <li>・その他目的を達成するために必要な業務</li> </ul>	
開館時間	<b>【宇都宮美術館】</b> 午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）	<b>【うつのみや文化の森】</b> 午前6時～午後10時	
休館日	毎週月曜日（祝祭日の場合は開館し、翌日休館）、祝祭日の翌日（土曜・日曜・祝祭日の場合は開館）、年末年始（12月29日～1月3日）、メンテナンスによる休館	なし	
現在の指定管理者	公益財団法人うつのみや文化創造財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	415,506千円	
	使用料（利用料金）収入	30,219千円	
利用者数（のべ人数）	【宇都宮美術館】114,172人／【うつのみや文化の森】5,599人		
施設構造	【宇都宮美術館】鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て（地下1階、地上2階）		
敷地面積（㎡）	263,424㎡	延床面積（㎡）	【宇都宮美術館】9,388㎡

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	展示室 1	—	5 8 8 ㎡
	展示室 2	—	3 5 8 ㎡
	展示室 3	—	6 3 3 ㎡
	講義室	1 7 0 人	1 7 4 ㎡
	収蔵庫 1	—	4 1 1 ㎡
	収蔵庫 2	—	1 5 0 ㎡
	エントランス・ホール	—	3 4 0 ㎡
	プロムナード・ギャラリー	—	2 4 2 ㎡
	中央ホール	—	3 5 9 ㎡
	レストラン	—	2 6 2 ㎡
	公園管理事務所	—	1 9 5 . 5 2 ㎡
	一般駐車場	2 0 0 台	—
	高齢者用駐車場	3 0 台	—
	身障者用駐車場	6 台	—
トイレ（公園事務所・一般駐車場）	—	4 6 . 1 2 ㎡	

  

そ の 他 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に居住又は通学する高校生以下の者が観覧する場合は無料</li> <li>・ 宇都宮美術館条例第 10 条に基づく使用料減免の内容は下表のとおり</li> </ul>			
	年度	利用者区分	件 数	減免額
	平成 2 3 年度	観覧料	129 件	1 2 9 千円
		使用料	1 件	1 0 千円
		小 計	130 件	1 3 9 千円
	平成 2 4 年度	観覧料	2,902 件	2, 9 6 5 千円
		使用料	14 件	1 4 8 千円
		小 計	2,916 件	3, 1 1 3 千円
	平成 2 5 年度	観覧料	2,970 件	2, 4 3 8 千円
		使用料	13 件	1 6 1 千円
		小 計	2,983 件	2, 5 9 9 千円
	合 計（過去 3 年度）		6,029 件	5, 8 5 1 千円

※平成 23 年度は、改修工事に伴い、約 10 ヶ月間（23.5.30～24.3.23）休館。  
平成 25 年度は、改修工事に伴い、約 1 ヶ月間（26.1.20～26.2.28）休館。

- ・ 施設の目的外使用により、食堂はイトランド株式会社、売店は株式会社キュレイトーズが運営
- ・ 指定管理者は、独自に施設を利用した自主事業を行うことができる。自主事業を実施する際、得られた収入は指定管理者の収入となる。ただし、事業実施に係る利用料金や目的外使用料、その他の経費は指定管理者の負担となる。なお、事業を実施する際は、あらかじめ宇都宮市と協議する。  
(指定管理者が独自に行うことのできる業務)
  - ・ 自主事業（展覧会の開催、教育普及事業）・美術作品等の収集調査、管理
  - ・ その他の事業（地域や文化関係団体と連携した事業等）

